

管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金交付要綱

制定	平成24年4月1日	み自第2656号
一部改正	平成26年4月1日	み自第2314号
一部改正	平成27年5月29日	み自第2385号
一部改正	平成31年4月1日	み自第2734号
一部改正	令和3年4月1日	み自第3048号

(目的)

第1条 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理捕獲に従事しようとする一般社団法人山梨県猟友会の第一種銃猟会員（以下「従事者等」という。）の射撃訓練に要する経費を支援し、射撃技能の向上と管理捕獲における捕獲効率を向上させるため、一般社団法人山梨県猟友会（以下「補助事業者」という。）が行う射撃訓練事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が従事者等に対して実施する射撃訓練事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費は、前項の事業に参加する従事者等が県外射撃場までの移動に要する旅費（一年度、二往復分以内の旅費）及び射撃場の利用料とし、予算の範囲内において、補助金として交付するものとする。
- 3 旅費の交付の対象となる者は、第1項の事業に参加する従事者等のうち、自家用車を使用した者とする。
- 4 補助金の交付額は、次により算定するものとする。
 - (1) 旅費の1人当たりの交付額は、一往復当たり5,000円を上限とし、一年度当たり10,000円を超えないものとする。
 - (2) (1)の一往復当たりの額と、従事者等の自宅が所在する市町村の市役所若しくは役場本庁舎から県外射撃場までの距離を通算し、一キロメートル未満の端数を切り捨てた後、37円を乗じた方法により算定した経費とを比較して、いずれか少ない方の額を旅費の交付額とする。
 - (3) 利用料の1人当たりの交付額は、一回当たり2,000円とし、一年度当たり4,000円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までにこれを提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（第2号様式）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

(交付決定通知)

第4条 知事は、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、交付決定通知書により申請者あて通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の実施に際しては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律その他の関係法令を遵守すること。

(補助金の交付)

第6条 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 実施明細書（第7号様式）
- (2) 射撃場使用領収書写
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(帳簿等の保存)

第8条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類については整備のうえ、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(書類の提出)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、各1部とし、山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者

管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金交付申請書

年度において、次のとおり射撃訓練事業を実施したいので、管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請補助金額 金 円

(添付書類)

- 1 実施計画書 別紙のとおり
- 2 収支予算書 別紙のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 その他関係資料（管理捕獲従事者等予定者名簿、各市町村から県外射撃場までの移動距離一覧表、等）

第2号様式 (第3条関係)

実施計画書

実施予定年月 日	地 区 名	射撃場名	交付対象者数	交付申請額	備 考

第3号様式 (第3条関係)

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算の基礎	備考
合 計			

第4号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者

管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金
について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認されたく申請します。

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更事項

（第2号様式により変更後の事項を記載するとともに、上段に変更前の事項をカッコ書き
にすること）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者

管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名
- (2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別（当座・普通）
- (2) 口座振替 口 座 名 No.

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

代表者

管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあったこのことについて、事業が完了しましたので（事業の廃止の承認を受けましたので）、管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- | | | | |
|---|----------|-------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金概算払済額 | 金 | 円 |
| 3 | 事業完了年月日 | 年 月 日 | |

(添付書類)

- (1) 実施明細書 別紙のとおり
- (2) 収支決算書 別紙のとおり
- (3) 射撃場使用領収書 別紙のとおり
- (4) その他関係資料(管理捕獲従事者等名簿、各市町村から県外射撃場までの移動距離一覧表、
等)

第8号様式（第7条関係）

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	比較増減	備 考
合 計				